

令和7年10月29日
近畿運輸局自動車監査指導部
(貨物担当)

日本郵便株式会社に対する貨物軽自動車運送事業 に係る行政処分の通知について

下記のとおり、貨物軽自動車運送事業者に対し、令和7年10月29日付けで、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第33条の規定に基づく自動車の使用の停止処分を通知しましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分対象事業者

事業者名：日本郵便株式会社

住 所：東京都千代田区大手町2-3-1

代 表 者：小池 信也

2. 処分内容

自動車の使用の停止処分（9営業所）

支局	郵便局	行政処分	支局	郵便局	行政処分
大阪	鳳	2両x30日	奈良	三本松	1両x117日
大阪	阪南	2両x40日	奈良	大滝	1両x104日
兵庫	夢前	2両x28日 1両x29日	和歌山	紀伊勝浦	2両x30日
京都	八津合	1両x120日	和歌山	日置川	1両x122日
京都	丹後	1両x160日			

3. 処 分 日

令和7年10月29日（水）

【問い合わせ先】

近畿運輸局自動車監査指導部自動車監査官 山下・竹内

TEL：06-6949-6448